

金城学院大学受託研究規程

(2009年10月5日制定)

最終改正 2023年3月6日

(趣旨)

第1条 この規程は、金城学院大学（以下「本学」という。）において、民間等外部の機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）に関して、必要な事項を定める。

2 委託者が実施している研究のための試験検査及び調査研究は、これを受託研究に含め本規程で取り扱うものとする。

(目的)

第2条 受託研究は、本学の自主性及び主体性の下に学外との連携により、優れた研究成果を生み出し、本学の活性化及び社会貢献に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程の用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 受託研究者とは、当該受託研究を実施する本学の専任教員、特別契約教員、短期契約外国語教員、助教及び看護学部助手（以下「教員等」という。）とする。
- (2) 発明等とは、金城学院大学知的財産規程（以下「知的財産規程」という。）第2条第1号に規定する発明等をいう。
- (3) 知的財産権とは、知的財産規程第2条第3号に規定する知的財産権をいう

(受入れの基準)

第4条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の業務に支障をきたさないと認められる場合に限り、これを受入れる。

(受入れの条件)

第5条 本学が受託研究を受入れる条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委託者は、受託研究を一方的に中止することができない。
- (2) 本学は、天災地変その他研究遂行上やむを得ない事由により受託研究を中止した場合、又は、その研究期間を延長する場合は、委託者の受ける損害に対し、その責を負わない。
- (3) 委託者は、本学が指定した期日までに委託料（消費税及び地方消費税の額を含む。）を納付しなければならない。
- (4) 本学は、委託者が所定の期日までに委託料を納入しないとき、又は委託者が受託研究契約に違反するときは、受託研究契約を解除することができる。
- (5) 本学は、委託者の都合により受託研究の全部又は一部を取消す場合は、委託者に既納の委託料を返還しない。
- (6) 本学は、本学又は受託研究者の都合により、受託研究の全部若しくは一部を研究途上で中止することができる。なおこの場合は、既納の委託料の全部若しくは一部を委託者に返還することができる。
- (7) 本学は、受託研究の研究途上において、特に多額の費用を要し、委託料に不足を生ずると認められるときは、委託者と協議の上、委託者にさらに委託料を請求することができる。
- (8) 本学は、委託者が受託研究契約に基づく責務を完全に履行しないと本学が認めてとった措置による委託者が受ける損害に対し、その責を負わず、また既納の委託料は委託者に対し返還しない。
- (9) 本学は、委託料により取得した設備等を委託者に返還しない。ただし、委託者及び本学と協議のうえ設備等を返還することができる。
- (10) 受託研究者又は委託者が受託研究に基づく研究成果を学会で発表する場合、若しくは第三者に対して開示もしくは提供する場合は、その内容について事前に相手方に通知し了解を得る。

- (11) 委託者は、受託研究のために物品を本学に提供する場合は、その搬入、据付、撤去及び搬出に要する経費を負担する。なお、本学は、受託研究を完了し又は中止したときは、その時点の状態で委託者に物品を返還する。
- (12) 委託者は、委託者の提供物品に瑕疵があったことに起因して本学に損害をかけたときは、これを賠償する。

(知的財産権)

第6条 受託研究により創作された特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権並びにこれらの権利を受ける権利（以下「当該知的財産権」という。）は、本学に帰属する。

2 本学は、委託者又は委託者の指定する者（以下「委託者等」という。）から優先的に当該知的財産権を実施したい旨の通知があった場合は、当該知的財産権に関して出願したときから10年間を限度として優先的に実施させることを許諾することができる。また、本学は、委託者等から優先的に実施する期間（以下「優先的实施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合に、その必要があると認められるときは、当該知的財産権の存続の範囲内で優先的实施期間の更新を許諾することができる。

3 本学は、委託者が国、政府機関又は地方公共団体以外の者から委託を受けて行った受託研究により創作された当該知的財産権の一部を、本学の持分の割合が2分の1を下回らない範囲内において、委託者に持分の一部を譲渡することができる。

4 本学は、第2項及び前項により委託者等が、当該知的財産権を優先的に実施する期間中に正当な理由なく実施しないとき、又は当該知的財産権を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、委託者等に対する実施の許諾を取消し、委託者等以外の者（以下「第三者」という。）に対して当該知的財産権の実施を許諾することができる。

5 委託者は、第3項により共有する知的財産権に関して出願等を行ったときから、第三者に対して実施の許諾をすることができる。この場合、本学は、前号の場合を除き、当該知的財産権を自己実施せず、第三者に実施許諾しない。

6 本学は、第2項又は第3項により当該知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施契約書で定める実施料を徴収する。

(申請)

第7条 受託研究の受入れを希望する本学の教員等は、受託研究申請書を所属する学部長に提出する。

2 学部長は、受託研究申請の提出を受けた場合、教授会の審議を経て、これを学長に申請する。

(受託研究の承認)

第8条 学長は、申請があった受託研究について、適当と認めたときはこれを承認し、許可する。

(通知書及び許可証の発行)

第9条 学長は、受託研究を許可したときは、委託者に受託研究受入通知書を発行するとともに、受託研究者に受託研究許可書を発行する。

(契約の締結)

第10条 学長が許可した受託研究は、次の各号に掲げる事項を記載した受託研究契約書により本学及び委託者との間で契約を締結する。

- (1) 受託研究の題目
- (2) 受託研究の目的及び内容
- (3) 受託研究の実施期間
- (4) 受託研究の実施場所
- (5) 委託料
- (6) 被験物質の取扱い
- (7) 設備備品の帰属及び受入れ

- (8) 個人情報の取扱い
 - (9) 知的財産権の取扱い
 - (10) 研究成果の取扱い
 - (11) 契約の有効期限
 - (12) その他、受託研究に関すること
- (完了報告)

第11条 受託研究者は、受託研究が完了したときは、受託研究完了報告書を受託研究者の所属する学部長を経て学長に提出する。

- 2 学長は、受託研究完了報告書の提出があったときは、委託者にその旨を通知する。
- (研究成果の公表)

第12条 受託者が研究に基づく研究成果を学会で発表する場合、並びに第三者に対して開示もしくは提供する場合は、委託者と事前にその内容について協議し、了解を得ることとする。

(委託料)

第13条 委託者は、本学の受託研究者が受託研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び受託研究の直接経費以外に必要となる管理経費（以下「間接経費」という。）を委託料として負担する。

- 2 間接経費は、直接経費の10パーセントに相当する金額とする。
- 3 前項において、次の各号のいずれかに該当する場合は、間接経費を含めないことができる。
 - (1) 委託者から従前から直接経費のみを受入れていた研究題目について、継続して受入れる場合
 - (2) 国、政府機関又は地方公共団体からの受託研究である場合
 - (3) その他、特別な事情があると学長が認めた場合

(委託料の取扱い)

第14条 委託料の取扱いに関する規程は、これを別に定める。

(設備備品の受入れ)

第15条 本学は、本学で行う受託研究の遂行に際し委託者が所有する設備備品を無償で受入れる。

- 2 委託者は、本学が受入れる設備備品の搬入、据付、撤去及び搬出に要する経費を負担する。
- 3 受託研究者は委託料で購入した設備備品を、本学に受託研究寄附願により寄附の手続きをとる。

(受託研究の変更又は中止)

第16条 受託研究者は、受託研究の契約を変更又は中止する必要があるときは、あらかじめ委託者と協議の上、受託研究者の所属する学部長に受託研究変更（中止）申請書を提出し、教授会の議を経て、学長の承認を受ける。

- 2 学長が許可した契約の変更又は中止は、受託研究変更（中止）契約書により本学及び委託者との間で変更又は中止の契約を締結する。

(所掌事務)

第17条 受託研究に関する事務は、研究支援課がこれを行う。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則（2009年10月5日常任理事会）

この規程は、2009年10月5日から施行する。

附 則（2022年2月14日常任理事会）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2023年3月6日常任理事会）

この規程は、2023年4月1日から施行する。